

第6回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 29 年 12 月 20 日 (水)
- 2 開閉時間 午後 4 時開会 午後 4 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 齊藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 11 番 齊藤哲子、12 番 北村浩光
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 3 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 5 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第6回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、11番委員、12番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第6報告第5号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3、4頁をご覧ください。
番号が10番の1件でございます。
土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は5頁に載せてありますので、ご確認ください。

続きまして、議案6頁をご覧ください。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。
議案は7、8頁をご覧ください。
番号が20番から22番までの3件でございます。
20番については、報告第1号にありました相続により貸主の変更に伴う合意解約です。この後の議案第3号で、農用地利用集積計画による利用権の設定に係る審議がございますので、ご留意願います。
21番及び22番については、あっせん成立に伴う、合意解約です。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案10頁をご覧ください。
報告第3号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」です。
農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(4)①に規定する農業経営改善計画認定申

請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 11 から 12 頁までをご覧ください。

番号が 9 番から 10 番までの 2 件の申請がありました。

申請者の住所、氏名、生年月日、現状と目標についての回答、経営面積については議案に記載のとおりです。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

議案 13 頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 14 頁をご覧ください。

2 件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりです。

以上の 2 件につきましては、今後の農地利用関係調整等に配慮をお願いします。

続きまして、議案 15 頁をご覧ください。

報告第 5 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現地証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員、吉本会長、畑山委員及び佐藤委員の 3 人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 16 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

議案は 17 頁から 24 頁まで、番号が 10 番から 16 番までで 7 件の許可申請がありましたので、ご覧ください。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 25 頁から 38 頁までに載せてありますのでご確認ください。

10 番、11 番、12 番、13 番については、後継者移譲に伴う使用貸借です。

14 番については祖母から孫への贈与によるものです。

15 番は使用貸借期間の更新によるものです。

議長
議長
議長

事務局長

16番は宅地と併せた売買によるものです。

譲受人は全て農業従事者です。

農地法第3条の許可要件については、議案39頁から45頁までの調査書に記載したとおりです。

なお、7件の調査結果としては、要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案46頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は47頁から50頁までになりますのでご覧ください。

番号が8番から12番までで5件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、51頁から58頁までに記載していますのでご確認ください。

この5件の案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明を8番から順にお願いいたします。

4番委員 あっせん開始が11月21日で終了が11月27日であっせん回数が3回で成立しています。

議長 続きまして9番です。

9番委員 あっせん回数が3回で、反当230,000円で成立しています。

議長 続きまして10番です。

8番委員 あっせん期間が11月12日から12月8日であっせん回数が5回で、金額については農業委員が提示した金額で成立しています。

議長 続きまして11番です。

9番委員 反当100,000で成立しています。

あっせん回数が3回です。

議長 続きまして12番です。

議長 あっせん期間が11月21日から12月18日であっせん回数が5回です。

事務局 本日配布した緑の付箋のところに、今回の5件についての調査書をつけていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案60頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が61、62頁になります。

番号が53番で1件ございます。

1件については、先ほど、報告第1号及び報告第2号で相続及び合意解約をした案件で、相続後、再度、利用権を設定するもので、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は議案5頁に載せてありますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、提案どおりと決定しました。

議長 続きまして、日程第10議案第4号「土地の現況証明書の交付について」

を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 64 頁をご覧ください。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」です。

現況証明の内容については、65、66 頁をご覧ください。

番号が 3 番で 1 件 6 筆でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりです。

証明が必要な理由は、地目変更するためです。

位置図と地目変更の内容については、議案 67 頁に載せてあります。

本日配布しました赤い付箋のところに現地写真もありますので、ご確認ください。

また、68 頁に細かい詳細を載せた地図がありますので、写真と見比べて現をご覧くださいと思いますのでよろしくお願いします。

報告第 4 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

2 番委員

はい、3 番の案件について、12 月 12 日、吉本会長、佐藤委員、私と事務局とで、積雪のため、図面と現地の写真での調査となりましたが、現地確認を行いました。

願出のあった土地、1 筆ごとに図面と現地写真で調査した結果、願出のように利用されていると確認しました。

よって、議案 69 頁の判定地目のとおりに判断しました。

報告は以上です。

石塚主事

現況証明願いのあった土地の経緯について税務課に確認を行いました。

745 番 36、38 については、住宅が昭和 42 年に建てられたもので、平成 20 年の航空写真で確認したところ宅地として利用していることが確認できました。

他の土地についても、平成 20 年の航空写真で確認したところ申請にあったとおりの現況となっています。

経緯についての説明は以上です。

議長

それでは、議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。
その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、年明け1月25日木曜日、午後4時からで、定例会終了後、恒例の新年会を開催していますが、その日でもよろしいでしょうか。

議長 25日で問題無いでしょうか。

委員 無しの声

事務局長 第7回定例会は、1月25日木曜日午後4時から、定例会、定例会後新年会でよろしくお願ひします。

事務局長 続いて2番目の農地移動適正化あっせん経過報告についてです。
本日、配布しました青の付箋に議案までのあっせんの経過についてこちらに取りまとめておりますのでご覧ください。
本日までで、42件の申出を受け、取下げが2件、あっせん成立が11件でございますので、ご確認願ひします。
成立となっているのが成立しています。
継続となっているのが現在あっせんしているところです。
その他取り下げたものは、日付を入れて取り下げと記載しています。

議長 9番は賃貸です。

13番委員 5番は賃貸です。

3番委員 10番は不成立です。

12番委員 19番は賃貸です。

8番委員 27番は賃貸です。

事務局長 他にありませんか。

委員 無しの声

事務局長 今お知らせいただいたものは、整理して1月にお知らせしたいと思ひます。
また1月までに動きがあると思ひますので、整理して進捗状況をお知らせしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。
あと準備金の関係で調べましたのでお願ひします。

石塚主事 本日配布しました黄色の付箋のついたところになりますが、前回の定例会で準備金が見えるのは登記簿地目が農地なのか現況地目が農地なのかという話が出たので調べました。
資料のほうに現況が農用地でない土地については準備金の対象とはなりませんと記載してあるので、現況が農地の土地に関して準備金が見えるということになっています。
詳細については農政事務所に確認するようお願ひします。

議長 みなさんから何かありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、以上をもって第6回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。